物 品 売 買 契 約 書（案）

　沖縄県八重山農林水産振興センター所長　森　英勇（以下「甲」という。）が次の物品を購入し、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）がこれを売却することについて、甲及び乙は下記の条項により契約を締結する。

　　　　　　　　　　　品　名　　　　　　　規　格　　　　　　 数　量

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　 １台

第１条　納入期限、納入場所、契約金額及び契約保証金額は次のとおりとする。

　１　納入期限　　　令和７年２月28日

　２　納入場所　　　沖縄県八重山農林水産振興センター農業改良普及課

　３　契約金額　　　　　　　　　　円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額　　　　　　円　 課税対象額　　　　　　円

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第１項及び第29条の規定並びに地方税法第 72条の82及び

第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額（但し、非課税額￥　　　は除く）に110分の10を乗じて得た金額である。

　４　契約保証金　　財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、財務規則第101条第２項に該当する場合は、免除とする。

第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、あらかじめその旨を甲に通知し、物品の持込みと同時に納品書　を提出しなければならない。

 ２　物品の性質又は目的等によっては、甲の承認を得て、分割して納入することができる。

 ３　納入のため持ち込んだ物品は、甲の承認を得なければ引き取ることができない。

第３条　乙は、甲の行う検査に合格した物品でなければ納入することができない。検査に要する費用及び検査のため変質し、変形し又は消耗破損したものは、すべて乙の負担とする。

　２　乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立会うものとする。乙は、立会いをしないときは、検査の　結果に基づき異議を申し立てることができないものとする。

第４条　乙は、検査の結果不合格と決定した物品は遅滞なく引き取り、かつ、直ちに代品を納入しなければならない。

　２　前項の場合は、甲は1回に限り相当日数を指定して、代品納入又は手直しの期間を認めることができる。　この代品納入は手直しができたときは、さらに届け出て検査を受けなければならない。

第５条　乙は、納入物品の引渡後1年間は、そのかくれた瑕疵について無償でこれを補償し、又は取り替える責任を負わなければならない。

第６条　乙が、瑕疵の補修又は取替に応じないとき、その他のこの契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。このため乙に損害を生じさせることがあっても、甲は賠償の責任を負わないものとする。

第７条　乙は天災地変その他やむを得ない理由により納入期限までに物品を納入することができないときは、　その理由を詳記して期限延長の願い出をすることができる。

　２　前項の願い出は、納入期限までにしなければならない。

　３　甲は、第1項の願い出が正当と認めたときは、これを承認し、第9条の違約金を免除することができる。

第８条　契約金額は、検査の完了後、甲は乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合にはこの限りでない。

２　第2条第2項の規定により、分割して納入したときは、既納分に対し分割支払することができる。

第９条　乙は、納入期限までに物品の納入を終了しないときは遅滞日数に応じ、未済部分の契約金額に対し沖縄県財務規則第109条の規定に基づき定められた率により計算した金額を違約金として甲に納付しなければならない。

第10条　この契約の履行について生ずる一切の損害は、乙が負担するものとする。

第11条　甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は納入を中止させることができる。

　２　前項の場合において、契約金額を増減する必要があるときは、単価により算定し、もし、これを甲において不適当と認めるとき、又は期限を伸縮する必要があるときは、甲の相当と認めるところによるものとする。

第12条　乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、信用　保証協会又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

第13条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成３年法律第77 号)第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は、便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第14条　乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項でも、物品の供給上当然必要なものは、甲の指示にしたがい乙の負担で施行するものとする。

第15条　乙は、この契約条項のほか沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)を守るものとし、もし疑義　を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

　この契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印して各1通を保有する。

　　令和　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　　沖縄県石垣市字真栄里438-1

沖縄県八重山農林水産振興センター

所　　長　　森　　英勇　　　印

乙